

石綿障害予防規則について

- 1 令和2年以降の法改正
- 2 事前調査結果等報告のポイント

滋賀労働局 彦根労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・令和2年以降の法改正



法改正の経緯

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について所要の改正を行うとともに、改正石綿則に基づく告示の制定を行ったもの。

検討会の目的

建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成 17 年に施行された石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号) 等に基づく措置の徹底を図っているところである。

また、平成 26 年 3 月に公示した「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」において、石綿則に基づく事前調査及び隔離の措置に係る留意事項等について規定しているところである。

しかしながら、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され、 現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められているところである。

このため、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会を数次にわたり開催し、建築物の解体・ 改修等におけるばく露防止対策に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資す ることとする。

【参考诵達】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和4年5月9日付け基発第0509第4号)
- ・石綿障害予防規則の解説について(令和2年10月28日付け基発第1028第1号)

リーフレット、マニュアルのご紹介

リーフレットに改正の概要、マニュアルに法令に沿った作業手順等が示されています。

改正のポイント

石綿障害予防規則は、令和2年以降、段 階的に改正施行されています。

左のリーフレットは、令和2年の改正を 踏まえたものですので、今回の説明会では、 その後の改正内容(石綿含有製品の輸入、 除じん機能付き電動工具の使用等)を追加 説明いたします。

右のマニュアルは、法令はもとより、技術的な事項等の法令以上の説明がなされていることから、石綿取扱い作業にあたって、ご一読いただきたいものです。

解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さま

(R4.1)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は調製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- ■工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に 設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を 3年間保存することが義務です。
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが 義務になります(令和5年10月~)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- ■石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに 労働基準監督署に届け出ることが義務です
- ■一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査 結果等を電子システム(スマホも可)で報告することが義務になります (令和4年4月~)

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

■除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の 取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- ■石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去 する工事は、作業場の隔離が義務です
- ■石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する 工事は、作業場の隔離が義務です
- ■石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない 方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

■石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、 作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和6年2月改正)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局環境管理課



石綿障害予防規則等の改正のポイント

令和3年3月31日まで 改正 ※下線部分が令和3年4月1日以降の改正内容 レベル1 計 事前調査 石綿含有吹付け材 計画 画届 事前 ※調査方法を 負圧隔離 負圧隔離 事前調査 レベル1 明確化 Ж. 石綿含有吹付け材 集じん・排気 作業計画 十四日前 集じん・排気 資格者による 査結果等 装置の初回時、 装置の初回時 調査 掲示 変更時点検 点検 調査結果の3 年保存、現場 2 も 計 湿潤な状態に \mathcal{O} 作業開始前、 作業開始前の への備え付け する 中断時の負圧 負圧点検 田 作業計画 点検 画 作業届 石綿含有保温材、 マスク等着用 属 作業状況等の 筡 耐火被覆材、断熱材 定規模以上 写真等による 隔離解除前の 作業主任者の 石綿含有保温材、 記録・3年保 取り残し確認 選仟 十四日前 耐火被覆材、断熱材 工事開始前 等 作業者に対す 掲示 る特別教育 の 湿潤な状態に 工事 する 健康診断 マスク等着用 けい酸カルシウム板 が対象) 1種※2 (破砕時) スレート、Pタイル、 作業主任者の 隔離 選任 けい酸カルシウム板1種等 ※負圧は不要 仕上げ塗材(電動工 その他石綿含有建材 具での除去時) 作業者に対す る特別教育 健康診断

スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材

- ※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
- ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- 事前調査の方法の明確化(設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等) 【*1】
- ・石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件(一定の講習修了等)の新設【*2】
- 事前調査及び分析調査の結果の記録等(記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等)

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大(作業届対象作業を計画届の対象に見直し) 【*4】
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設(建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について 事前調査結果等の届出義務化等)【*3】

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

・ 隔離・漏洩防止措置の強化 (隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化)

4 隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板 1 種を切断等する場合の措置の新設(隔離(負圧は不要)の義務化)
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設(隔離(負圧は不要)の義務化)

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等による除去の原則禁止)
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 (除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化)

6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加(事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加)
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

*1 事前調査の方法の明確化(設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等)

改正前後の事前調査

【改正前】

事業者は、次に掲げる作業(略)を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、 当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておか なければならない。

【以前】いずれかの方法で可。

【改正後】令和3年4月1日~

事業者は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

- 2 前項の規定による調査(以下「事前調査」という。)は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行わなければならない。
- 一 設計図書等の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。
- 二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。

 【現在】文書、目視の両方の確認が必要。

*2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件(一定の講習修了等)の新設

建築物の事前調査

【改正前】

法規制なし。

調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと(過去通達)。

【改正後】令和5年10月1日~

事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を 実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

○解体等の対象により、必要な事前調査者資格が異なります。

一戸建ての住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等共用部分)及び店舗併用住宅は含まれない。

<u>建築物</u>(建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程規程の一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)

→登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等

以上の能力を有すると認められる者



令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、 事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

一戸建て住宅等

→上に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件(一定の講習修了等)の新設

工作物の事前調査

【改正前】

法規制なし。

調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと(過去通達)。

【改正後】令和8年1月1日~

事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。

○対象

①石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業

【注意】工作物全てが対象ではない。

②塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

*2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件(一定の講習修了等)の新設

事前調査者資格が必要な工作物等

①石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業



特定工作物(石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物))

- (1)特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業 →登録規程第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者
- (2)特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業→工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者【一般と特定の違い】 調査することのできる範囲は同じだが、特定は

②塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

特定工作物以外の工作物の解体等の作業

実地研修や口述試験が加えられ、専門性が増す。

- ※塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等が含まれる。
- →工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

10

*2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件(一定の講習修了等)の新設

特定工作物とは

【前頁(1)に該当】

- ○炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備)
- ○電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)
- | <mark>建築設備</mark>(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給 | 水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備 | 等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。

建築設備系配管(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理

の設備等の建築設備の配管)は建築物の一部。

○配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備)

※上水道管は除く

【前頁(2)に該当】(建築物一体設備等)

- ○煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家
- ○遮音壁、軽量盛り土保護パネル
- ○鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)
- ○観光用エレベーター(※)の昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第2項第1号「乗用エレ

ベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)」のうち、乗用エレ

ベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)をいう。

不特定多数の者が自由 に利用できるもの。

事前調査者結果等の報告が必要な工事

○対象工事

- ①建築物の解体工事(床面積合計80㎡以上)
- ②建築物の改修工事(請負代金100万円以上)
- ③特定工作物の解体工事又は改修工事(請負代金100万円以上)

※②、③は、床面積換算が困難なため、請負代金基準。

○用語の整理

・解体工事:建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事。

建築物内に設置されたエレベーター

かご等:工作物

昇隆路の壁面:建築物

- ・改修工事:建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの。
- ・建築物:全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。
- ・工作物:建築物以外のもので、土地、建築物又は工作物に設置されている又は設置されていた全てのもの。 (例 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置され たボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連す る反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等。)

• 事前調査結果等報告のポイント



石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

目 次

| | | | J |
|---|---|--|--|
| 1 | 石綿 | に関する基礎知識 | 1 |
| | 1.1 | 石綿の物性等 | 1 |
| | 1. 2 | 石綿の生産・使用 | 4 |
| | 1.3 | 環境中の石綿濃度 | 8 |
| | 1.4 | 石綿の健康影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| | | | |
| 2 | 関係 | 法令の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| | 2. 1 | 石綿に係る法規制の変遷 | 14 |
| | 2. 2 | 大気汚染防止法 | 17 |
| | | 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則 | |
| | 2. 4 | その他の関係法令 | 70 |
| | | | |
| 3 | | の定義 | |
| | 3. 1 | 関係法令の名称 | 71 |
| | 3. 2 | 建築材料等の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 71 |
| | 3.3 | 除去等作業等に関する用語 | 74 |
| | | | |
| | | | |
| 4 | | 物等の解体等における飛散防止対策 | |
| 4 | 4. 1 | 石綿飛散・ぱく露防止対策の概要 | 78 |
| 4 | 4. 1 4. 2 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要 | 78 84 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 | 石綿飛散・ぱく露防止対策の概要 | 78 84 89 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 | 石線飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. | 78 84 89 . 107 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. | 78 84 89 . 107 . 112 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. | 78 84 89 . 107 . 112 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. | 78 84 89 . 107 . 112 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査. 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策. | 78 84 89 . 107 . 112 . 118 . 123 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 4. 7 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策. 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策. | 78 84 89 . 107 . 112 . 118 . 123 . 166 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 4. 7 4. 8 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策. 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. | 78 84 89 . 107 . 112 . 118 . 123 . 166 . 169 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 4. 7 4. 8 4. 9 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 対じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. | 78 84 89 107 112 118 123 166 169 173 180 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 4. 7 4. 8 4. 9 4. 10 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査. 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策. 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. | 78 84 89 107 112 118 123 166 169 173 180 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 4. 7 4. 8 4. 9 4. 10 4. 11 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査. 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策. 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策. | 78 84 89 107 112 118 123 166 169 173 180 203 |
| 4 | 4. 1 4. 2 4. 3 4. 4 4. 5 4. 6 4. 7 4. 8 4. 9 4. 10 4. 11 4. 12 | 石綿飛散・ばく露防止対策の概要. 作業の一般的手順. 事前調査 作業計画の作成. 作業実施等の届出. 事前調査の結果及び作業内容等の掲示. 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策. 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策. 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有は形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策. 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策. | 78 84 89 107 112 118 123 166 169 173 180 203 |

| 5 | R離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等2 | 52 |
|----|--|----|
| | .1 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定2 | 52 |
| | .2 敷地境界 (施工区画境界) 等における大気濃度測定方法の例2 | 53 |
| | .3 総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度測定の概要 | 55 |
| | | |
| 6 | 『吸用保護具、保護衣2 | 58 |
| | .1 保護具等の選定 | 58 |
| | .2 保護具等の取扱い | 62 |
| | | |
| 7 | 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項. 2 | 71 |
| | .1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置2 | 71 |
| | .2 労働者等を建築物等において臨時に就業させる場合の措置 | 73 |
| | | |
| 付負 | 事前調査の方法 | |
| 付負 | I 石綿含有建材の取り残しの例 | |
| 付負 | I 大規模工事等における石綿飛散漏えい防止手法 | |
| 付負 | 7 石綿含有建材除去等工事において注意が必要な工事事例 | |
| 付負 | 7 作業の順序等が不適切であったと考えられる事例 | |
| 付負 | T 参考文献 | |
| 付負 | Ⅱ 石綿関連機関情報 | |
| 建筑 | の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル改訂検討会 委員名簿 | |

法令を含む施工上の留意事項が記載されている。

内容:飛散・ばく露防止対策 隔離空間からの漏えい確認 呼吸用保護具 事前調査の方法など。

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

付録 I 事前調査の方法

1. 事前調査の概要

事前調査とは、工事前に建築物等に使用されている建材の石綿含有の有無を調査することをい う。調査は石綿含有無しの証明を行うことから始まり、その証明ができない場合は分析調査を行 うか、石綿含有とみなすことが基本となる。

建築基準法など各種法律に基づき施工された石綿含有建材以外にも、改修・改造・補修などに より、想定できないような場所に石綿が使用されている場合がある。建材等の使用箇所、種類等 を網羅的に把握し的確な判断を行うためには、見落とさないよう注意する必要がある。

事前調査の基本的な流れを図I-1-1に示す。

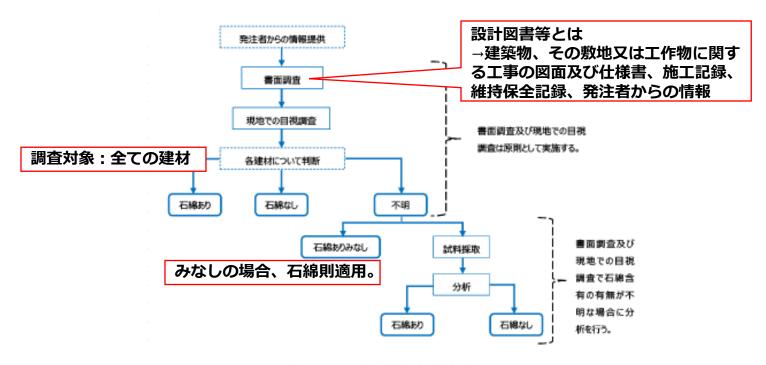


図 I - 1 - 1 事前調査の基本的な流れ

事前調査の流れ(書面調査)



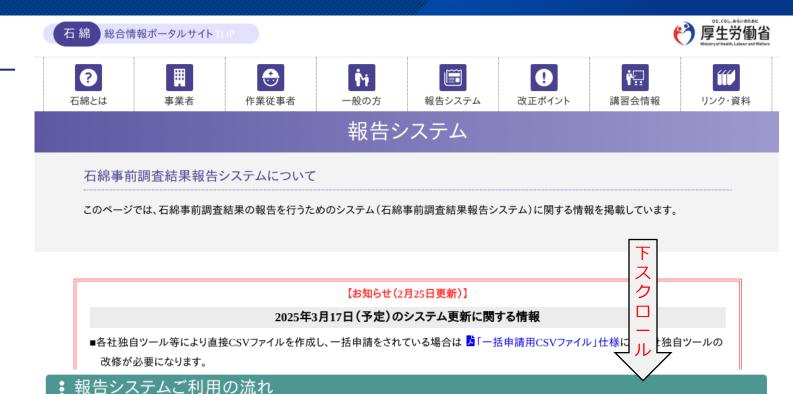
【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

事前調査の流れ(目視調査)

事前調査の流れ② 書面調査から 目視調査 基本情報確認 構造・仕上材 周辺建物 外観観察 書面調査結果との整合性 仕上・防水処理・煙突・設備機器・配管ダクト類 屋上·外構確認 差異あり→現場優先 内部レイアウト確認 書面調査結果との照合(各部屋の用途等) 劣化度判定は、 すぐ見える内装材 見えない壁天井裏隠蔽部 調査目的など必要に応じて 各部屋調査時などに実施 竪穴区画・層間 過去の改修痕 設備機器 各部屋調査 各部屋毎の野帳スケッチや記録写真、ワークシート等 現物確認 製品の表示、各種資料との確認、メーカー証明 みなし含有判定のみの場合 含有建材とみなして判定も可 分析用試料採取 代表する検体 分析法に則した採取 みなし含有判定と 分析による含有・無含有判定は 分析 判定結果の持つ意味合いが 分析業者へ依頼 結果の確認 異なるため明確に区別して 石綿含有の有無 取扱い、報告書等を作成 分析結果から石綿含有の 使用箇所特定 の判定 有無の判定 依頼者の目的にあわせた報告説明 解体工事・改修工事計画用 調査目的·範囲·総括表·詳細表·分析結果等 報告書作成 建物維持管理計画用 不動産取引・資産管理用 調査結果を発注者へ説明 調査報告 など

【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】





③報告システムにロ グインをクリック

①石綿総合情報ポー

タルサイトで検索。

②GビズID取得を

クリックし、取得。



石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、G ビズ ID が必要となります。

石綿事前調査結果報告システムをご利用の前に ID を上記から取得してください。

2 報告システムにログイン

石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。

システムの操作方法や入力項目については、下記「利用マニュアル・基本操作編」や、「利用マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

事前調査結果等報告作成時のお願い(その1)

報告義務は元請。

報告時に不備が多い箇所をお知らせします。

電子報告のため、報告入力時点で本様式の確認できませんが、入力後にシステムからダウンロードが可能です。

様式第1号(第4条の2関係)(表面) 事前調查結果等報告 事業者の名称 労働保険番号 事業者の住所 事業者の電話番号 工事の名称 作業場所の住所 元方事業者 工事の概要 建築物又は工作物の新築工事の着工日 西曆 月 建築物又は工作物の構造の概要 解体工事又は改修工事の実施期間 西廳 年 月 月 ы 関 解体工事又は改修工事の請負金額 3 解体工事を行う床面積の合計 事前調査の終了年月日 年 月 る事項 氏名 氏名 事前調査を実施した者 作業に係る 分析調査を (作業対象が建築物の場 石綿作業主任者 実施した者 講習実施機関の 合に限る。以下同じ。) の氏名 講習実施機関の名称 名称 事業者の名称 労働保険番号 事業者の住所 事業者の電話番号 事前調査を 氏名 氏名 分析調査を 1円利に併る 石綿作業主任者の氏名 作業に係る 実施した者 実施した者 講習実施機関の名称 講習実施機関の名称 請負事業者 労働保険番号 事業者の名称 事業者の住所 事業者の電話番号 氏名 事前調査を 分析調査を 作準に係る 実施した者 実施した者 石綿作業主任者の氏名 讀習実施機関の名称 講習実施機関の名称 事業者の名称 労働保険番号 関 事業者の住所 事業者の電話番号 す 氏名 氏名 事前関査を 分析調査を 作業に係る 実施した者 実施した者 請習実施機関の名称 石綿作業主任者の氏名 講習実施機関の名称 労働保険番号 事業者の名称 事業者の住所 事業者の電話番号 氏名 事前調査を 分析調査を 作業に係る 実施した者 実施した者 講習実施機関の名称 講習実施機関の名称 石綿作業主任者の氏名

①事前調査実施者の資格

下請事業者による実施可。 下請実施の場合、元請の 欄にも記載。

②石綿作業主任者

裏面で石綿あり又はみな しと判断した場合、石綿作 業を行う事業者ごとに選任。 元請が石綿作業を行わな い場合は、元請欄は空欄。

3請負金額

未入力が散見されます。 建設工事計画届(様式第 21号)にも記載欄あり。

事前調査結果等報告作成時のお願い(その2)

報告時に不備が多い箇所をお知らせします。

電子報告のため、報告入力時点で本様式の確認できませんが、入力後にシステムからダウンロードが可能です。

| 作業対象の材料の種類 | | 使用の | 有無 | 石綿使用なしと判断した根拠 | 作業の種類 | | | 切断等の作業の有無 | | 作業時の措置 |
|---|---|-----|-----|-------------------------------------|-------|-------|------|-----------|-------------|---------------------|
| | | みなし | | ①日視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 | | 作業の福興 | | | | D負圧隔離、②隔離(負圧なし)、 |
| | | | 70T | ⑤材料の製造年月日 | 除去 | 対じ込め | 囲い込み | 有 | 無 | 3湿潤化、④呼吸用保護具の使用 |
| 吹付け材 | | | | ①U ©U | | | | | | 00 20 30 90 |
| 保担材 | | | | 00 20 30 00 60 | | | | | 0 | 00 20 30 60 |
| 煙类断熱材 1 | | | | OD 2D 3D 6D 5D | | | | | | 00 20 30 60 |
| 國根用折滾斯熱材 | | □ | | 00 20 30 00 50 | | | | | | 00 20 30 60 |
| 耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム 疲第2種を含む) | | | П | 00 00 00 00 00 | | | 0 | 0 | | 00 20 30 60 |
| スレート被板 | | | | 00 20 30 46 50 | \ | | | | | 00 20 30 30 |
| スレートボード | | | | 00 20 20 60 60 | | | | | | OD 20 30 60 |
| 服根用化粧スレート | 0 | | | 00 20 50 60 60 | | | | | | 00 20 30 60 |
| けい酸カルシウム板第1種 押出成形セメント板 パルプセメント板 ビニル味タイル 窯業系サイディング | | | | 00 20 30 00 50 | | | | | | ©□ @□ ®□ ® □ |
| | | | | 00 20 30 QC 6C | | | | | | 0□ 2□ 3□ 4□ |
| | | | | 00 20 30 60 60 | | / | | | | O□ ②□ ③□ ④□ |
| | | | | 000000000000 | | \ | \ | | 0 | 0□ 2□ 3□ 3□ |
| | | | | 00 20 30 60 60 | | | | | 00 20 35 35 | |
| 石膏ボード/ロックウール吸膏天井板 | | | | 00 20 30 60 50 | | | | 0 | | (0□ 2□ 3□ 4□ |
| その他の材料 4 | 0 | 0 | | 00 00 00 00 60 | | | \ | | | O□ Ø□ Ø□ Ø□ |

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備署

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 2 「請負事業者に関する事項」の側は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 4 「建築物又は工作物の構造の概要」の棚は、階数等の規模及び構造等の概要を簡潔に記入し、耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合はその旨も記入すること。
- 5 「解体工事を行う床面積の合計」の構は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の棚は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 7 「諜習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 8 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、周出時点で未選任の場合は、選任予定者を配入すること。
- 9 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 10 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 11 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 12 「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 13 「作業時の措置」の欄は、届出の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 14 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

①レベル1、2は計画届

本報告のほか、建設工事計画を着工日の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

②事前調査は、目視+書面

書面が存在しない場合、 目視のみで可能ではあるが、 可能な限り書面にあたるこ とが必要。

③切断等とは

切断、穿孔、破砕、研磨 等の石綿粉じんが飛散する 可能性のある作業です。

④建材の列挙がない場合

その他の材料欄に調査結 果を入力してください。

* 4 計画届の対象拡大(作業届対象作業を計画届の対象に見直し)

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類①

- 1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
 - ・工事区域を示した地図(道路、周囲の建物、人家等を含む)
 - ・工事場所の平面図
 - ・隣接する工区との関係 等
- 2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
 - ・解体等を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図
- 3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
 - ・集じん・排気装置の構造、性能、設備図等(算定根拠を含む)←作業空間を1時間に4回以上換気。
 - 清掃作業用機械の構造、性能等【真空掃除機】
 - ・薬剤塗布用機械の概要 【エアレススプレイヤー】
 - ・洗身設備及び更衣設備図【セキュリティルーム】
 - ・労働者等への掲示例【事前調査結果は近隣住民等が見える位置(A3以上)】 等

* 4 計画届の対象拡大(作業届対象作業を計画届の対象に見直し)

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類②

- 4. 工法の概要を示す書面又は、図面
 - ・除去処理工法の概要(作業場所の隔離方法、天井等の作業の場合の足場の確保方法を含む)
 - ・施工フロー図
 - ・粉じんの発散抑止【飛散防止剤、飛散抑制剤(必要量計算)】
 - ・工事に使用した工具、設備等の清掃、管理の方策
 - ・除去処理後の廃棄物管理方法(下請運搬許可、処分場への運搬経路含む。)
 - ・足場を使用する場合はこの組立図(概要) 等【墜落防止、物体落下の措置】
- 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
 - ・安全衛生管理計画・安全衛生管理体制及び施工体制
 - ・緊急時対策及び連絡体制・機械、設備等の保守・点検方法
 - ・作業記録に関する事項(記録様式、保存年限の確認等)
 - ・保護具【マスク以外にも、保護衣、手袋、シューズカバー等が必要】等

* 4 計画届の対象拡大(作業届対象作業を計画届の対象に見直し)

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類③

- 6. 工程表
 - ・作業工程表【立合希望日時を記載】
- 7. その他 (必要に応じ)
 - ・解体の建築物、構造及び現場の状況から、確認を必要とする事項等 (例:第三者の立ち入り禁止の具体的な対策等)
 - ・石綿の事前調査結果(分析結果等)の写し
 - ・石綿健康診断の受診状況
 - ・各種資格等の写し(石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者、分析調査者、特別教育終了証等)

【配管エルボが石綿保温材で覆われている場合】

石綿非含有部分での切断(フランジ部分の取外し)であっても、届け出が必要。

配管から保温材を除去していないが、建築物等から石綿保温材を取り除くため、法令の「除去」にあたる。